

牧野博士の著述

一 まづ學げねばならぬのは『わたくしの著述』と題せられてゐる論文である。これは、牧野博士の還曆を祝賀するために諸家の論文を編纂したものの三種のうちの一たる法學士平野義太郎氏編『法律における思想と論理』に附録として牧野博士自身の寄稿されたものである。博士が如何なる時期に際して、如何なる題目の下に、何を論ぜられたかを、民法施行直後の博士の學生時代からはじまつて、昭和十三年に東京帝國大學の教職を停年に依つて退かれるまでの四十年間に就き、わが國の思想の發展をたづねつつ、それと並んで、發展的に記述せられたものである。それと相俟つて、右の祝賀論文集の開巻に編輯者のものとされた『先生の還曆を祝しつつ（わが國の法律文化に對する先生の業績についての二三の省察）』が、博士の述作を理解するについての手引と爲るのであり、同時に、同書に附録とされた『牧野先生の民法主要著作の事項索引』（早稻田大學の野村平爾教授が特に編輯者に協力されてできたものである）が、又、事を詳にしてゐる。

牧野博士は、東京帝國大學に於て刑法講座を擔任されたのであり、また、わが東京商科大學に於ても刑法と刑事訴訟法とを講ぜられたのであつた。その關係から、刑法・刑事訴訟法及び刑事學については、質に於ても、量に於ても、わが國の法律文化のために劃期的な寄與を果たされたのであつた。しかし、又、博士の本領は、むしろ民法に在り、否、法律哲學に在つたものと謂ふべきであらう。わが東京商科大學に於ては、多年にわたつて、なほ『最近の法

律思潮」として法理學を講ぜられたのであり、又、東京帝國大學に於ても法理學の講座を擔任されたことがあるのである。わが東京商科大學に於ける『法律思想』論は、東京帝國大學に於ける例年の開講の辭と共に、博士の立場と方法と理論と政策とを明かにするものであつた。一方に於て、博士は、わが東京商科大學に於て、學年を超えての連續的な講義を展開しつつ、他方に、又、東京帝國大學に於ては、その年毎の開講の辭に於て、その年毎の時局に即しつつ、その法律哲學を論ぜられたのであつた。

二 されば、刑法に就ての著述の目録を掲げる前に、博士の主要著作としては、先づ、民法關係のものを擧げねばならぬ。これは、民法に關するものではあるが、しかし、法律哲學に屬するのである。博士としては、法律哲學を論じつつ、常にその新らしき方法論の適用を各種の法律特に民法と刑法とに就いて、具體的實踐的に示されるのであり、理論を理論としてのみでなく、又、適用を適用としてのみでなく、而して、その法律論を、時代の要望と思想とに關聯せしめつつ進めるのが、その特色に爲つてゐる。

(一) 『民法の基本問題』五卷。第一編が大正十三年にはじまり（その執筆は大正九年とされてゐる）、第五編の昭和十六年につづいてゐる。各編獨立のものでありつつ、又、相關聯して理論の展開を進めてゐる。科學的自由探究と進化的解釋との比較より始め、判例の職能を論じて、法律行爲の解釋から、所有權の本質・債權關係の實體並に最近に於ける契約學說の發展に及んでゐる。第六編以下がなほ期待され、既にその一部が公にされてゐる。

右の著述に關聯して『民法の基本問題外編』とされるものが五卷ある。これは、『民法の基本問題』に於て論ぜられた所に就き、わが國に於ける諸家の學說を論評比較されたものである。曰く、

- (一) 法律に於ける價値の論理 (昭和五年)
- (二) 法律に於ける文化と價値 (昭和九年)
- (三) 法律に於ける進化的と普遍的 (昭和十二年)
- (四) 科學的自由探究と進化的解釋 (昭和十二年)
- (五) 非常時立法の發展 (昭和十六年)
- (六) 東京帝國大學に於ける開講の辭は、明治三十九年にはじまつてゐる。その年毎の開講の辭を中心として諸種論文を集録したものが幾種がある。若し、なほ在職でおられたならば開講の辭として論ぜらるべかりしものとして、新しいものをも加へて考へると、次の如き次第になる。
- (七) 現代の文化と法律 (大正八年)
- (八) 法律における正義と公平 (大正九年)
- (九) 法律における意識的と無意識的 (大正十四年)
- (一〇) 法律における具體的妥當性 (大正十四年)
- (一一) 生の法律と理の法律 (大正十五年)
- (一二) 法律と生存權 (昭和三年)
- (一三) 法律における倫理と技術 (昭和九年)
- (一四) 法律學の課題としての神 (昭和十三年)

牧野博士の著述

(二五) 國家的・法律的・人間的 (昭和十八年)

(二六) 日本法的精神の比較法的自覺 (印刷中)

四 刑事訴訟法に就ては、教科書又は之に準すべきものとして、次の四種のものがある。

(二七) 日本刑法 (重訂版總論昭和十二年、各論昭和十三年)

(二八) 刑法總論 (昭和十五年)

(二九) 刑事訴訟法 (改訂版昭和十五年)

(三〇) 刑法 (岩波全書) (昭和十四年)

右に關聯して更に

(三一) 刑法研究十卷 (大正八年乃至昭和十七年)

がある。第一卷が大正八年で、第十卷が昭和十七年に爲つてゐる。これは、はじめ、刑法理論の實踐的な適用を論じたものとして、解釋論的なものとの判例批評とを蒐録せられたのであつたが、第四卷には、すでに理論的な研究が收められてゐる。共犯・未遂及び法律の錯誤に關する研究より、罪刑法定主義に及び、各種國際會議の成績と比較法とに關する研究を收めてゐる。解釋論的研究として、なほ、次のものがある。

(三二) 行爲の違法、不作爲の違法性 (大正九年) (黒田誠氏と共著)

刑法に關する理論的なものとしては次の五種。

(三三) 刑事學の新思潮と新刑法 (増訂版大正八年)

- (二四) 罪刑法定主義と犯罪徵表説 (大正十年)
 - (二五) 刑法における重點の變遷 (昭和四年)
 - (二六) 刑法における法治國思想の展開 (昭和六年)
 - (二七) 刑法の三十年 (昭和十三年)
- 特に刑法の改正に關するもの二種。
- (二八) 刑法改正の諸問題 (昭和八年)
 - (二九) 改正刑法假案とナチス刑法綱領 (昭和十六年)
- 五 法律學一般に關するものとして次のものがある。
- (三〇) 法律における矛盾と調和 (大正八年)
 - (三一) 法律における進化と進歩 (大正十三年)
 - (三二) 法律裁判及實生活 (大正十一年) (山本龜市氏と共著)
 - (三三) 法律文化の展望 (昭和四年) (社會教育協會)
 - (三四) 法律の過去現在及將來 (昭和六年) (社會教育協會)
 - (三五) 法律と文化國理念 (昭和十年) (社會教育協會)
 - (三六) 法律文化の展望 (民法の三十年と刑法の二十年) (昭和四年) (大阪毎日新聞社)
 - (三七) 非常時立法考 (國民學術選書) (昭和十八年)

牧野博士の著述

(三八) 自由の法律・統制の法律 (昭和十九年) (印刷中)

六、旅行記として二種。共に學術的な記録があると同時に、一種の特色あるものである。その一は留學先からの通信であり、その二は歐米諸國出張の歌日記を兼ねたものである。即ち、

(三九) 刑法と社會思潮 (増訂版大正十年)

(四〇) 海を渡りて野をわたりて (昭和二年)

七、歌集として二種。隨筆として四種。

(四一) 小盞集 (大正二年)

(四二) あかしや (大正六年)

(四三) パンテオンの人人 (昭和十三年)

(四四) 理窟物語 (昭和十五年)

(四五) 急急如律令錄 (昭和十四年)

(四六) 續急急如律令錄 (昭和十七年)

八、博士の論文としては、右の諸著に蒐録されてゐないままのものがなほ數十編があることを附記しておかねばならぬ。更に一言しておくべきは、ヨーロッパの學術雜誌上に公にされた若干の論文と、法學志林の歐文欄に載せられた多數のものとのことである。これは、すでに彼地の學界に注意すべき反響を見たものであるが、邦文のものでないから、茲では暫く省略することにした。

牧野博士が三十年に亘り、わが東京商科大学での育英に盡粹せられた貢獻に對する感謝は、今度、教授會をして満場一致、名譽講師の稱號を捧呈することを決せしめたのであり、殊に、博士の學恩を身近に感銘する教授諸士が本誌記念號を祝ふことになつたのであるが、他方、この間における博士の講義案は『法律思想』三卷に整備せられ、その原稿は机上山を成してゐることである。われわれ東京商科大学の同窓のみならず、博士の學殖を懐仰する者達は、これが一日も早く上梓されむことを祈つて止まない。この講義は東京商科大学に學んだ者には忘れることの出来ない思い出の一つである。大正の末年まで、佐野・三浦・福田・左右田の諸博士によつて牧野博士のその法律とその思想が推奨せられた頃は、博士の講義は全學園生によつて堂をあふれしめられたことである。一時、昭和の初年、學生は法律學の難解をかこち、安直なる社會學・經濟學に走り、思想の輕浮・不安・動搖を生みし頃は、わが東京商科大学の學生も思ひ思ひに走り、博士の講義も學生の出入常ならざるの觀があつた。それにもかかわらず、近年、法律思想への關心漸く旺なるに及んだのは、全く、博士の學徳の致すところであつた。わが東京商科大学が、東京帝國大學停年退職後も、禮を厚うして、遠く國立の地まで、出講を願ひ續けたのも、博士の學徳愈々高邁、學心益々雄健であられたためである。しかるに、われらの懇望も、一昨年における博士の大患を機に中止するの止むなきに至つた。ただ、今日としては、その後、博士の筆硯が舊の如く爲られたことをせめてもの喜と爲さねばならぬ。かくて、博士が現に論文として各種の雜誌に公にされつつ、今後なほ永く續くべく、著述として準備されつつあるところがすでに二三に止まらないことも明かにしておかう。博士の『法律學叢書』はすでに第五十編を見ることに爲つたのであるが、なほ多くの續編を見る豫定が整つてゐる。

牧野博士の著述

(昭和十八年十二月末日) (常盤敏大)